

家畜衛生だより

令和2年6月第3号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

家畜※を所有される皆様へ(畜産業、ペット、動物園等)

※ 家畜:牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥

衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者の選任が義務付けられます！！

令和2年4月3日に、家畜伝染病予防法の一部改正法が公布されました。これにより、**令和2年7月1日**に、全ての家畜の所有者の皆様、「**飼養衛生管理者**」の選任が義務付けられます。

<「飼養衛生管理者」とは>

- 衛生管理区域における**飼養衛生管理の責任者**。
- **衛生管理区域ごと**に1人選任。 ※所有者自らが管理者となることも可能。
- 飼養衛生管理者の業務

① 衛生管理区域に出入りする人の管理(チェック・指導等)

② 従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

→「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A(抜粋)のQ2 参照

「飼養衛生管理者」選任後

- 国・都道府県で飼養衛生管理者のメーリングリストを整備し、随時、家畜衛生に関する情報や飼養衛生管理に関する研修会の情報を送ります。

飼養衛生管理者を中心に、家畜に接する全ての方(従業員等)が、飼養衛生管理基準を理解し、適正な飼養衛生管理を実施することで、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底していただきます。

★メールアドレスは、

すぐに確認できる携帯電話等のアドレスを登録してください！！

×家に帰ってから確認する。 ○いつでも確認できる、よく見る。

飼養衛生管理者の報告をお願いします！

○令和2年7月1日までに
衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し、東部家畜保健衛生所まで以下の事項をご報告ください。

※ ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

確実に登録するため、**できる限り**
電子メールでの報告をお願いします

<報告方法>

I. 電子メールで報告する場合

①千葉県ホームページから報告書のエクセルファイル様式をダウンロード

※ホームページは6月19日頃から検索できます。

千葉県 飼養衛生管理者 等で検索してください。

※東部家畜保健衛生所から様式をメールで送付することも可能です。御希望の方は、東部家畜保健衛生所のメールアドレスまで御連絡ください。

②エクセルファイルに入力

③東部家畜保健衛生所のメールアドレスに送信

東部家畜保健衛生所メールアドレス:toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp

※メール送信時は個人情報保護のため、**添付ファイルを暗号化**してください。

暗号化で作成した**パスワードは、別メールで送信**してください。

(暗号化:エクセルの機能の「ブックの保護」→「パスワードを使用して暗号化」を選択。)

II. FAX又は郵送で報告する場合

- ①添付の様式を使用するかホームページから報告書のエクセルファイルを印刷
- ②様式に記入
- ③東部家畜保健衛生所にFAX送信又は郵送。

注意: 提出していただいた内容に**変更がある場合**は、速やかに、変更前の飼養衛生管理者の氏名と、変更後の内容を東部家畜保健衛生所まで御報告ください。

令和3年度以降は、毎年提出していただいている、家伝法第12条の4に基づく定期報告書により御報告いただく予定です。

<報告先>

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101 FAX. 0475- 52-3335

E-mail:toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A(抜粋)

Q2: 飼養衛生管理者の具体的な業務イメージが湧きません。結局何をすればよいのですか。

○ 飼養衛生管理者の業務は主に3つです。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理(チェック・指導等)

○ 衛生管理区域に出入りする者(従事者・運送業者等)が、衛生管理区域に入る際、きちんと靴を履き替えているか、消毒しているか等、飼養衛生管理基準の遵守をしているかチェックし、遵守していない場合には指導していただきます。

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

○ 飼養衛生管理者の皆様には、原則として都道府県等が開催する飼養衛生管理に関する研修会にご参加いただき、その理解を深めていただきたいと思いますと考えております。
その上で、研修会で得た情報等を、衛生管理区域内の従事者に共有し、その理解を醸成していただきたいと思いますと考えています。

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

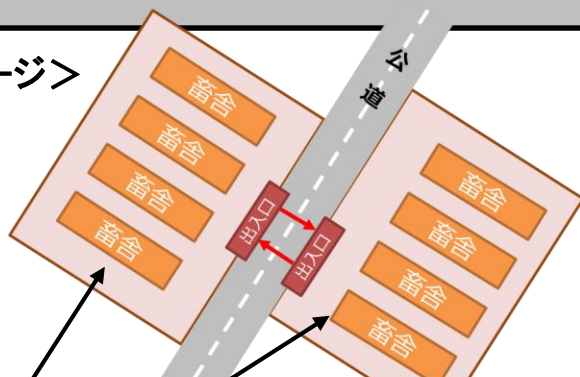
○ 今後、国・都道府県において、飼養衛生管理者のメーリングリストを構築します。
このメーリングリストを活用し、疾病の発生時に疫学的情報やその疾病の特性に応じた適正な消毒方法等の家畜衛生に関する知見をお知らせするほか、飼養衛生に関する研修会の開催情報等を共有しますので、それらの情報に即して、適時適切に対応していただきたいと思いますと考えています。

Q6: 全ての衛生管理区域に別々の飼養衛生管理者を選任しなければならないのですか。

○ 原則として、**衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任**いただきたいと思いますと考えております。

○ 一方で、右のイメージのように、複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合には、同じ方を選任していただいても結構です。

<イメージ>



適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合とは、例えば、公道を挟んで畜舎が分かれているものの、事実上、同一の者が一体となって飼養管理をしているケースなど

Q9: なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか。登録したくない場合には、拒否することもできますか。

○ 国・都道府県では、メーリングリストを活用し、家畜衛生に関する情報を適時共有することで、家畜の伝染性疾病による被害を最小限に抑えたいと考えており、連絡先の登録については必須とさせていただきます。

○ また、疾病発生時においても、迅速かつ確実に情報をお知らせできるよう、FAXや郵送ではなくEメールによる情報共有を原則とします。

○ なお、メールアドレスやEメールを閲覧できる機器をお持ちでない場合は、それらの取得に努めていただくようお願いします。難しい場合は、Eメールの内容を飼養衛生管理者に確実に伝達することにご協力いただけるご家族や所属する生産者団体等が管理するメールアドレスをご登録ください。

☆新たな飼養衛生管理基準が定められました☆

- 令和2年3月9日に、飼養衛生管理基準の改正が交付されました。
- 令和2年7月1日に施行され(一部の項目を除く)、同年11月1日に一部施行(防護柵、防鳥ネット)の後、令和3年4月1日に完全施行されます。

<主な改正項目>

I 家畜防疫に関する基本的事項

- **家畜の所有者の責務を新設**
伝染性疾病的発生予防・まん延防止のため関係法令を遵守し、農場の防疫体制を構築し、衛生管理を行う
- **農場毎の衛生管理マニュアル※1の作成・従事者等への周知徹底を新設**
(R3. 4. 1 ~)
- **衛生管理区域の考え方を明確化**
衛生管理区域:病原体の侵入・まん延防止を重点的に行う区域
- **放牧制限の準備措置を新設**
(R3. 4. 1 ~)

III 衛生管理区域の衛生状態の確保

- **家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備を新設**
 - ③畜舎ごとの専用の衣服の使用
 - ④畜舎間で家畜を移動させる場合の措置
専用の通路、ケージ、リフト等使用
- **畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設**(R2. 11. 1 ~)
防鳥ネットを畜舎・飼料保管庫・堆肥舎・死体保管庫等に設置



- **畜舎ごとの専用の衣服及び靴の使用を追加**

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- **家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備を新設**
 - ①大臣指定地域※2に立入った者の衛生管理区域への立入制限
過去1週間以内に海外から帰国した人も制限対象
 - ②安全な資材の利用
大臣指定地域で収穫された飼料、敷料でないか
- **衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設**(R2. 11. 1 ~)
防護柵設置、野生動物が隠れられる環境をなくすため、柵周辺の除草



- **肉を扱う事業所等から出される食品残さの飼料利用時の処理・管理の方法を改正**(R3. 4. 1 ~)
攪拌しながら90度以上60分以上加熱し、加熱前後の交差汚染防止
- **更衣・車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加**
降車時のフロアマット使用(靴底からの汚染防止)、更衣前後の交差汚染防止として一方通行で、すのこを利用する等

IV 衛生管理区域からの病原体の散逸防止

- **衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設**

※1:マニュアルの案は6月頃に国から示される予定です。

※2:大臣指定地域:いのしし等の野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域